

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年11月25日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.169】

松崎氏「週刊現代裁判」の控訴審判決に対する沈黙はなぜか？！

松崎明東労組元会長が、『週刊現代』の記事で名誉を毀損されたとして、講談社と西岡研介記者を相手に1億1千万円の損害賠償と謝罪広告を求めて起こした訴訟の控訴審判決が、10月27日、東京高裁で言い渡された。

裁判で、原告(松崎氏)は、『週刊現代』掲載の連載記事「テロリストに乗っ取られたJR東日本の真実」において、原告は革マル派最高幹部である、JR総連や東労組が列車妨害等の犯罪行為を行い、これを原告が指導している、原告が組合費を横領したり、組合を私物化している、原告がJR東日本を支配している、との印象を与え、原告の社会的評価を低下させたと主張した。これに対し、2009年10月26日に東京地裁で言い渡された一審判決では、上記と、のうち「原告が組合費を横領している」との印象を与える記事について、「公共の利害に関する事実について、専ら公益を図る目的で掲載されたものであり、かつ、被告らが、原告が革マル派最高幹部であると信じ、また、原告が組合費を横領したと信じたことについては、相当の理由があるから、被告らの故意又は過失は否定される」と判示するとともに、謝罪広告の掲載についても認めなかった。一方、上記、および、のうち「原告が組合を私物化している」との印象を与える記事については名誉毀損の不法行為が成立するとして慰謝料等550万円の支払いを命じた。

なお、一審判決は、謝罪広告を認めなかった理由として、以下の通り判示した。

原告は、損害賠償のほか、名誉回復のための措置として謝罪広告を求めているけれども、本件記事には、被告らが真実と信じたことについて相当の理由があると認められる記事が相当程度あること、本件損害賠償請求が一部認容されることにより原告の損害の回復が図られることなど諸般の事情を考慮すると、原告が主張する謝罪文を掲載することは、名誉回復措置として相当でないというべきである。

原告・被告双方は判決を不服として控訴していたが、10月27日、東京高裁は、被告・講談社側に330万円の支払いを命じる判決を言い渡した。記事の一部について「真実と信じたことに相当の理由がある」として支払額を減額する一方、謝罪広告の掲載については一審に続き認めなかった。

賠償額減額の判決にも見解すら出さないJR総連・東労組！

一審判決に対してJR総連、東労組はそれぞれ『勝利』判決にあたって「などとする見解を発表し、「個人が行った名誉毀損訴訟としては、画期的な判決と言える」と誇示する一方で、松崎氏は判決を不服として直ちに控訴した。約1年前に一審判決が言い渡された際には、松崎氏本人も登場して記者会見に臨み、JR総連や東労組は見解や情報を出して大いに騒いだのだが、今回の控訴審判決では、記者会見は行ったものの松崎氏の姿はなく、組織も見解すら出していない。今回も松崎氏は上告した模様で、賠償額が550万円から330万円に減額されて怒り心頭のはずだと思うが、なぜ、沈黙を決め込んでいるのだろう。

松崎氏は、自ら会長を務める国際労働総研の機関誌「われらのインター」で、毎号、盛んに論文を掲載してきたが、2010年4月発行の「Vol.31」を最後に、長らく記事が途絶えているのも気に懸かる。これらのことには、何か理由があるのだろうか。